

社会福祉法人さとう会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さとう会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、この法人の代表理事として理事の中から選定され、この法人を主たる勤務場所として常勤し、就業規則に基づき職員の人事を総括し、定款、関係法令、この法人の諸規程に基づきこの法人の経営を統括する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事長以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 2 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
 - 3 役員がこの法人の職員としての立場を有する場合は、本規程に定める役員報酬の他に、その職務に応じてこの法人の給与規程に定める職員給与を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員及び評議員の報酬等の額は別表のとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。